

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者： それでは、これから裁判員経験者意見交換会を始めたいと思います。
本日はお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。私、大阪地裁の14刑事部で裁判長をしております坂口と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず最初に、この意見交換会の目的を、若干、お話しさせていただきますと、裁判員を経験された皆さんの意見や御感想を伺って、その内容を踏まえて、今後の裁判の改善につなげていこうといった狙いがございます。ですので、今日は皆様が実際に裁判員を御経験されたときに感じられた点について、遠慮することなく、率直に忌憚のない御意見をいただければ非常に今後に役立ちますので、そういった感じで、よろしくお願ひいたします。

それでは、皆さんのほかに検察庁や弁護士会、裁判所からも出席している方がいますので、簡単に自己紹介をしていただきます。

それでは、最初、内山さんからよろしいですか。

内山検察官： 僭越ながら、先に御挨拶させていただきます。私は大阪の検察庁で勤めてます検事の内山といいます。ちょうどこの10月で検察官として14年目の勤務になります。これまで大阪で裁判員裁判にかかわったこともありますし、他の勤務地でも裁判員裁判にかかわってきました。どうしても私たちは検察官当事者という立場で、評議の中に入って、いろいろ話を聞くことができません。ですので、皆さんがふだん裁判でどのようなことを感じられているのかということ、ぜひこの機会に伺いたいなと思っています。検察官としては、もちろん工夫を凝らして、いろいろやってみるつもりなんですけれども、独善に陥ってはいけませんし、やはりいろんな視点の御意見を伺って、よりよいものをつくっていきなさいと、そう思っていますので、今日は、ぜひ皆さんから貴重な意見を伺えたらありがたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者： それでは、次、山口さん。

山口裁判官： 14 刑事部の山口と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。私は、坂口部長と同じ合議体を組んで裁判をしております、皆さんが携わった裁判には関わっていませんけれども、今日、聞ける意見を今後活かしていきたいと思って参加しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者： では、岡野さん。

岡野弁護士： 大阪弁護士会の岡野と申します。今日はよろしくお願ひします。まだそんなに裁判員の経験がたくさんあるわけじゃないんですけども、若手の中で結構積極的に刑事弁護をやっているのです、今後、裁判員裁判もまたやることになると思いますので、今日は皆さんの率直な意見とかをお伺ひして、今後につなげられればなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

司会者： それでは、早速、中身のほうに入っていこうかと思いますが、最初に本日の進行について、確認をしておきます。まず、皆さんから裁判員裁判を担当してみたの全体的な感想について、お話を伺えたらと思っております。次に、自白事件における量刑事情などの審理とか評議についてというテーマについて御意見を伺ひまして、その後、裁判員としての経験を広く社会一般に広げていくための方策、最後に、守秘義務についての意見や感想についてお話を伺ひていこうと思います。

それでは、早速ですが、裁判員経験者の皆様から、裁判に参加された感想や印象についてお話をさせていただこうと思いますが、まず私のほうで、皆さんが担当された裁判の概略について御紹介しますので、それについて一言ずつ御感想をいただければと思います。これが大変だったんだとか、こういった点がやりがいがあったとか、こういったところはすごくよかったんだとか、いろいろとお感じになられたところとかあるのではないかと思いますので、そのあたりを簡単にお聞かせいただければと思っております。

それでは、とりあえず順番ということで申し訳ありませんけれども、1番さ

んからお願いしようかと思えます。

まず、1番さんが担当されたのが殺人事件ということで、被告人が父親から叱責されたことに腹を立てて、その父親を包丁で数回突き刺して殺害したといったような事件を担当されたということによろしいですかね。

裁判員経験者 1 : はい。

司会者 : そういった事件を担当されてみて、殺人事件ということでショッキングな事件なんじゃないかというふうに思いますけれども、どういった印象や御感想をお持ちになりましたかね。

裁判員経験者 1 : そうですね。この事件自体がすごくショッキングでもあり、よくある話といえばよくある話で。実際、裁判に臨むとき、その裁判官の方が、この事件は被告人の方も犯罪を認めてらっしゃるので、そこの審理よりも、どれだけの量刑がってということが争点になると思いますということで、前もって、そういうお話もあって、被告人の方がどうしてそういう犯罪を犯してしまったのかとか、そういう心理状況とかをみんなで話し合っって、いろんなことを考えて、意見を言ったとは思いますが。プライベートのことになるんですけども、私も年代は違いますが、息子がいますので、息子とお父さんの関係っていうのを、自分ともシンクロして考えたりしながら、意見も言うこともできたとは思いますが、その後、自分の生活にどういうふうに役に立つとか、そういうことは深くは考えなかったんですけども、やはりニュースでいろんな裁判を見たときに、裁判員裁判がありましたっていうふうにさらっと流して報道ありますけども、そこに裁判員の方々の、私と同じような主婦をされたり、社会人であられたりとかいう方のみんなの意見がそこにあって判決が出てるんだなっていうふうに、ちょっと重く受けとめるようにはなりました。昔は、さらっと右から左って流れたものが、私たちのような一般市民がみんなで話し合った思いが、含まれてるんだって思うようになっていきました。

司会者 : そうすると、ふだんから、そういった事件とかにも関心がすごく高まってみたい感じになってるんですかね。

裁判員経験者 1 : そうですね。あんまり深く考えると、また気分が重くなるんですけども。でも、今まで興味本位っていうんですかね、そういうゴシップ新聞とか、ああいう記事みたいな感じで見るとは、やはりそういう犯罪を犯した方とか、被害者の方とか、いろんな方の思いもいろいろ複雑に絡み合っていて、こういう事件が成り立ってるんだっていうことを、やはり理解できるようになったかなとは思っています。

司会者 : ありがとうございます。

それでは、次に、2番さんと3番さんが同じ事件を担当されているということなので、事件の概要についてはあわせてということになりますが、2番さんと3番さんの担当された事件は、簡単に言うと、覚せい剤などの違法な薬物を業として、仕事として密売していたという事件。それから、密売目的で覚せい剤や大麻や違法な指定薬物を所持していた。あと、自己使用目的で、同じような薬物を所持していた。それから、自分で覚せい剤も使っていた。そういった薬関係のいろんな事件があわさって起訴されていたのを御担当になったというようなことでしたかね。

裁判員経験者 2 : はい。

司会者 : 事前に判決とかをちらっと見たのですが、事実を見ると、いろんな化学式がいっぱい出ていて、最初見たときに、仰天されたんじゃないかと思ったのですが、実際にこの事件の審理を担当してみて、どんな御感想とかお持ちになられたでしょうか。2番さんからお願いいたします。

裁判員経験者 2 : はい。覚せい剤を所持して、使用して、密売したという方で、過去にも使用して捕まったことのある方やったんです。で、この量刑とかを評議する際に、どうやったら更生してもらえるかなっていうのを、皆さんが一生懸命考えて、重くするのか、軽くするのかみたいなのところも、非常に意見交換が闊達で、最終的には、検察側と弁護側のちょうど間ぐらいにおさまったっていう感じなんですけど。いろいろお話を聞いてて、本人は認めてて、反省はされてるということでしたので、本当に反省してるのかな、どうかなって

うところも、ちょっとこちらからは、言葉だけでは分からないということで、裁判中に法廷で質問も少しさせていただいたりして、その確認をしたというような状況でした。殺人とかですと、すごく凄惨な感じがするんですけど、被害者は殺人された方だけっていうことなんですけど、密売となると、かなりの数の方を犯罪に巻き込むという、その重い罪があるということで、その辺も含めて話をさせていただいて、刑を評議したというような感じですか。私自身は、特にこれについて精神的にいろんなショックを受けたとか、そういうことはなくて、淡々と進めて判決までお手伝いさせていただいたという感じですか。

司会者： 充実した議論もできたし、いろいろと自分でお話も聞いて、確認をしつつ、納得のいくような結論までたどりつけたなというような感じなんですかね。

裁判員経験者 2： そうですね。

司会者： それでは、同じく 3 番さん、お願いできますかね。

裁判員経験者 3： もうほとんど 2 番さんに言っていたので言うこともないんですが、その裁判員の集まった中で、この被告人と一番、私が年が近かったっていうのがあったと思うんです。それで、同じ子を持つ親として、あと、同性として、感情移入を若干してしまったのは事実です。あと、殺人とかだったら、もう全く別世界っていう感じなんですけど、こういう覚せい剤の薬でも、こういう身近な形で、それもそのやってた人がすぐ近くにいるっていうので、初めは慣れなかったんですけど、裁判を続けていく中で、徐々に慣れていったかなという感じがします。

その量刑決めるのも、先ほどおっしゃったみたいに、いろんな意見が出て、それを決めるに当たって、裁判員になって今まで知ることができなかったことを知れて、それはすごい勉強になったなと思いました。

司会者： ありがとうございます。

それでは、次に 4 番さんになりますね。4 番さんも、御家族同士の殺人ということで、同居していた母親に借金の返済資金を貸してとその被告人が頼んだ

ところ、呆れ果てたような態度をとられたので、見捨てられたみたいに被告人が受け取って、それで、逆上して包丁で多数回突き刺して殺してしまったといったような事案ですかね。

この事件については、どんな御感想を持たれましたか。

裁判員経験者 4 : 裁判員に選ばれたときに、殺人っていうふうに記載があつて、初めてのことで、結構凄惨な現場というか、何か凶器であつたりとか、その殺人現場であつたり、そういったもので結構ショッキングなものとかを見なあかんのかなって、そういうふうな印象あつたんですけど、実際、そういったところも配慮されてて、そんなにショッキングなところも見ずに、評議に集中して取り組めたのかなと思いました。その事件の内容も、家族同士、自分の母親を借金絡みのことで、刺してしまったってことで、被告のお兄さんの意見が、自分のお母さんを殺されたということで、こっちもすごい同情してしまうようなこともあつたんですけど、その後の評議で、証拠とか、同じような事件の刑の重さとか、被害者の気持ちも酌み取りつつ、余り感情的になり過ぎずに評議して、懲役何年と決められたのかなと思いました。

司会者 : 結構、いろんなところに目配りをしながら考えていけないので、なかなか難しいところだと思いますけど、その辺はみんなでしっかりやっていったというような感じなんですかね。

5番さんにも伺いますが、5番さんは放火の事件ですかね。何か将来を悲観するとともに、アパートの出入り口にあつた靴がくさいというので腹を立てて、自宅のアパートの廊下に灯油をまいて放火をしたといった事案だったというふうに聞いておりますが、よろしいですかね。

裁判員経験者 5 : はい。

司会者 : この件については、どんな御印象でしょうか。

裁判員経験者 5 : まず、裁判員裁判自体について、私は割とポジティブなものをずっと感じていまして、選ばれれば必ず行きたいなというふうに考えてたんですね。それで、実際選ばれて経験した裁判が現住建造物放火事件だったんで

すけども、放火っていうと、火をつけて、家1軒燃えてしまったりとかすると、いろんな財産や、もしかしたら、人の命を奪ってしまうかもしれない大きな罪ではあると思うんですけども、私が担当した裁判の事件は、亡くなられた方はいらっしゃらなくて、その建物自体も焼損箇所はすごく軽微なものではあったんです。なので、判決も、量刑はそこまで重くないものではあったんですけども。その裁判は、3日間で審理から判決まであったんですけども、3日間でそこまでも行くんだっていう、その時間のスピーディーさをすごく感じたのと、そんな時間で判決まで行けるのかなっていうふうな、最初不安があったんですけども、裁判長を初め、皆さんに分かりやすく事件を説明していただいたので、とても入っていきやすかったです。裁判のその状況下に入っていきやすかったのと、ああいう裁判所のところって、入ったことがないので、しかも、傍聴席側ではなく、こっちの審理する側に座ってっていう、何とも経験したことのない景色だなんていうふうな印象を持ちました。

検察官から言われるお話と、弁護士が言われるお話を聞いてると、同じ事件なのに、何でこんなにも印象が違うのかなっていうのをすごく感じました。双方のお話を伺って、私たちは、事実どうなのかみたいなところを話をするんですけど、その議論をしていく過程で、いろんな経験を持たれてる社会人の方、いろんな仕事の立場をされてる方がいろいろお話しすることで、ああ、こんなに議論が深まるんだなんていうような印象は持ちました。審理についてはそんな印象を持っています。

あとは、裁判ってどうしても重い事件とかを扱うので、何かかたい、ぱつぱつって決まっていくような感じがするんですけども、やっぱり人対人なんだなっていう印象もありまして。その被告人の方が、結構御高齢の男性だったんですけども、認知症をちょっと患われておられたりとか、耳が遠かったんですね。じゃあ、その裁判長の方が補聴器をつけてくださいと。補聴器をつけたことで、話が聞けるようになったから、すごく審理がスムーズになったので、それまで、何か、ええ、何ですか、聞こえませんかみたいな感じで、全然話が通じ

なかったところもあったんですけども、その補聴器1つつけてあげることで、その方も自分が今何で裁かれてるのかっていうことが、状況が分かったりとか、そういうやりとりが、すごく人間同士のやりとりを感じまして、裁判っていうと、すごく機械的なイメージがあったんですけど、人対人の対話といえますか、その中で進んでいくものなんだなっていうようなことを感じました。

司会者： 今、最初のほうのところ、3日間ということで、結構期間が短いという話もありましたけれども、それでも、ずっと入っていったというようなお話もありましたが、実際には、ずっと入っていくことによって、議論とかっていうのは十分に納得いくまでできたような印象ですか。

裁判員経験者5： そうですね。話尽くせたかなっていう印象は持ってました。3日目のその判決出る直前に、じゃあ、もうこうしようっていうところに行きついたときには、いろんな意見がそれまでありましたけども、これでいこうっていうようなところで納得はできたかなというふうに感じてます。

司会者： 分かりました。

それでは、今全体の御感想をいただいたところですが、1個目の項目のほうに入っていこうと思います。この自白事件における量刑事情の審理及び評議についてですが、実際に皆さん、裁判員裁判に参加されると、最初に法廷に座ったら、起訴状を朗読されて、この事件について事実は間違いありませんかという確認があり、その後、検察官、弁護人のほうから冒頭陳述といって、これからこの審理していく内容について、どういったことを証明、立証していきますといったこととか、あるいは、こういう点に着目して、証拠の取り調べを見聞きしてくださいねといった、導入のような説明が行われて、その後に、証拠の取り調べが行われたと思うんですが、まずは、冒頭陳述について、分かりやすかったかとか、こんなところがとても工夫されていてよかったなとか、あるいは、こういうところがもう一つだったので、ちょっと工夫してほしかったな、配慮してほしかったなとかですね、御感想を持たれたところがあれば、教えていただきたいと思うのですが。次は、5番さんから行ってみますか。

裁判員経験者 5 : 分かりにくいところはなかったです。もともとがすごくシンプルに分かりやすい事例の事件だったので、話を聞いてても、すっと入ってくるような内容のものだったので、難しいのは、例えば、法律用語とかがあったとしても、それを砕いて説明してくださったりとか、すごく配慮されてたと思うので、分からないっていうことは特になかったです。

司会者 : 冒頭陳述の書面が配られたと思うんですけど、検察官のほうがぼんぼんと要点を書かれており、弁護人のほうは、文章で言いたいこと書いてありますが、比べて、分かりよさとか、思ったところとかございますか。

裁判員経験者 5 : 検察官のこのフローチャートのようなものは、すごく見て分かりやすかったなと思います。この検察官の方は、いつもこういう作り方をされる方なのかなっていうふうに見てまして。私のイメージでは、その弁護人のほうのこういった書面のようなものしかこないのかなって思ってたので、その検察官の方の図式化されたものが見やすかったですね。

司会者 : この弁護人の文章になってるのは、実際に審理をやっているときに、見直しされたりしましたか。

裁判員経験者 5 : 全部読みました。それで、読むと、やっぱり文章って思いが伝わるんですね。何かこの人がこんなことでつらかったから、こんな事件にいちちゃったんだよみたいな、そういう感情が割と伝わって、事実を書いてらっしゃるんですけど、そこにちょっと情状酌量をしてほしいところが、文章に込められてるなっていうのは、読んでて思いましたね。

司会者 : これはこれで何か伝わってくる場所があっただけではなかったわけですかね。

裁判員経験者 5 : はい。この書面からも、同じ事件なのに、全然違うような感じに感じるなっていうふうには思いました。

司会者 : なるほど。

4番さんは、いかがですか。

裁判員経験者 4 : 自分も結構5番さんの意見とかぶるところが多いんですけど、

その冒頭陳述の後、メモも配られてたので、聞き逃しても、もう一回見直して確認ができたので、そこは特に苦にならなかったっていうか、不自由なく、専門用語もそれほどなくて、僕ら素人でも分かるような内容にされたので、そこも全然大丈夫でした。メモのところも、僕もこの検察官のメモのほうが好きで、実際に配られたのは、もうちょっと色がついて、見やすくされてたのと、区切りや項目があって、その中に詳細が書いてあったりするの、ここは重要なところで、こういうふうな詳細があるんやなっていうふうに、すごい見やすいなと思って、仕事でも、こういうふうに書類とか作ったら、見やすいなというのはすごい勉強になったところだったというふうに思うところです。

弁護人のほうのメモも、字のところが太字とかで書いてあったんですけど、文章が多いので、ぱっと見た感じやと、検察側のほうが結構見やすいのかなっていう。言葉も書いてあって、そういうような感情のところも、読み取れるのは確かにおっしゃるとおりだと思うんですけど、区切りで見出しとかあるほうが、後々理解しやすいのかなっていうような印象はありました。

司会者： 証拠を実際に調べる前に、冒頭陳述をやって、今後証拠調べで証拠の内容とかを見聞きするときに、どういったところに気をつけて聞いていったらいいのかっていうようなポイントとかってというのが、把握できたかどうかとか、そんなところは何か御記憶とかございますか。

裁判員経験者 4： その後、証拠調べのときに、そのメモ等で強調されてるところとかが、ポイントになってくるところなのかなと思って、そういったところを繰り返し見たりとか、評議のとき、もう一回見返したり、その冒頭陳述の件も自分でもちょっと書き加えたりしてメモを残してたので、後で振り返って、評議の材料にさせてもらってました。

司会者： その辺も意識しながら、審理をずっとやってたっていう感じなんですかね。

それでは、今度は3番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者 3： 当時を思い出してみると、とにかく検察官の作られた書類が

とても見やすく、裁判員裁判用なのかなと思ったぐらいだったんです。そのときの検察官の方の説明もすごくお上手で、分かりやすく説明していただいたので、すっと事件の内容は入っていったように思います。このメモも、実際に確かカラーだったと思うんですけど、あと、その色の太字、細字とかも工夫されてまして、時系列で書かれてあるので、とても見やすかったと思います。

弁護人の陳述でも、余り記憶に残ってないんですけど、情状のことを前に出された印象があって、その事件だったら、子供さんのこととかがあったので、私はちょっと切り離せなくて、そこをメインに出されてもなっているふうに、単純に思いました。

司会者： これ、弁護人のメモのほうで、「第3 量刑上のポイント」って書いてあるじゃないですか。

裁判員経験者 3： はい。

司会者： ここで、1で犯罪にかかわる事情って書いて、2で一般情状事実みたいな感じで、こう分けて書かれていたんですけども、このあたりっていうのは、実際、冒頭陳述されているときに、何か意識されたりしましたか。

裁判員経験者 3： 何て言うんですかね。正直思ったのが、そういう環境で育てたら、みんなそうなるやんみたいに、単純に思ってしまったので。だからといって、軽くするとか、そういう材料になるかはちょっとどうなのかなっていうふうな疑問がありました。

司会者： なるほど。分かりました。

じゃあ、同じく2番さん、いかがでしょう。

裁判員経験者 2： はい。本人さんが認めている事件で、3日間で終わらさないといけないっていうことで、非常にこのメモっていうのが要約されてて、理解する上では、すごく役に立って分かりやすかったです。

弁護人さんからのこのメモなんですけど、情状について、いろいろ家庭の背景であったり、その前科のことであったり、本人の反省のことであったりっていうのをアピールをされているんですけども、この中で暴力団の組織的な背景

はなしっていうのだけは、ちょっと酌み取れないなって思ったのは、そのときありました。覚せい剤って、やっぱり出所がそういうところじゃないですか。だから、そういうのも含めて、これを本当に信用していいのかなっていう部分はありました。

証拠の中で、検察の方から上がってるんですかね。薬物の名称ですね。これについては、もう全く理解できなくて、こういうのは違法な薬物なんだなっていう認識でしか理解できなかったっていうのが記憶にあります。

司会者： 今、冒頭陳述で、弁護人の主張の中で、暴力団等の組織的な背景はなしみたいところを、これ信用できるのかなみたいに思ったっていうようなお話でしたけど、その冒頭陳述で聞いてみてどうかなっていうふうに思ったけど、でも、弁護人としては主張されているわけですよ。

裁判員経験者 2： はい。

司会者： そうすると、そのところは本当に認められるのかなっていったところは、その後の審理でかなり注目して考えたっていう話になるんですか。

裁判員経験者 2： 後の審理のときには、ちょっと話に出たぐらいで、でも、書いてるんだから、そうなんだろうっていう前提で話をしたような感じやったと思います。

司会者： じゃあ、証拠調べの中で、これにかかわる事情っていうのはそんな出てこなかったんですかね。

裁判員経験者 2： 出てこなかったですね。

司会者： 分かりました。

それでは、最後に1番さん、いかがですか。

裁判員経験者 1： そうですね、本当に裁判は初めてだったので、まず冒頭陳述というのがあったときに、検察官の方のほうが先で、メモがあって、こういうのがいただけるんだっていうのを初めて知りまして、メモする気満々で行ってたんですけども、これをいただいたので、自分が思ったこととか、感じたこととか、補足することはこのメモに書き足すことができたので、それはよかった

なと思いました。流れが書かれてあるので、一見して分かりやすいですし、みんなで評議するときも、これも参考にすることもできました。あと、報告書1, 2, 3って書いてあるのは、これは裁判官の方に報告書っていう形で、別紙で渡ってるものなんですかね。

司会者： この報告書1っていうのは、この後、この冒頭陳述した後に、こういう証拠がありますって言って、内容を読み上げたりしたと思うんですけども。

裁判員経験者1： ていうことですよ。なので、そこは、これにはあんまり細かくは書かれていないので、例えば、借金の状況、使い道っていうことで、報告書5って書かれてあるので、多分、この金額とかそういうことは口頭でおっしゃっていただいているとは思いますが、そういう文字だけで、ぱっと見分かりやすいんですけど、数字的なこととか、余り細かくは書かれていないので、メリットは見れば分かりやすいけども、デメリットは細かいところが分かりにくいってところだと思います。

逆に、その弁護人の方は、ぱっと見分かりにくいんですけど、5番さんがおっしゃったように、やはりこの思いも入ってるような感じで、もう文章なんです。私も初め、これを見たときは、うわ、分かりにくいなって、検察官の方が書いたのに比べて、字だらけだっていうふうに思ったんですけど、やはり思いも書かれていて。

それで、2枚目には、この家族の背景が年表になってるんですね。お父さんの生まれたときから、御職業、結婚されたときからこうあって。お兄さんと御本人と出生されてこの家族の年表みたいになっていて、その被告人の生い立ちっていうんですか、その家族の背景とか、そういうことも時間の流れで分かることができたので、今から思えば、とても分かりやすい表だったかなと思うんですね。

このとき、私、多分裁判官の方に聞いたと思うんです。この差は何なんですかねって言ったら、検察官の方は大きい組織なので、こういうものを作り慣れているっていうんじゃないんですけど、フォームがあるっていうんですかね。大き

い組織なので、こういうことはできるんですけど、弁護士の方は、国選弁護人の方で、たくさんのお仕事もいろいろ抱えてらっしゃるので、なかなかそういうフォームが弁護士事務所ごとにあるのかどうか分かりませんが、こういう形が普通ですっていうふうに、そのとき聞きまして、そうなんだ、一つ一つタイプを打ちながら、こういうふうに書いてらっしゃるのかなっていうふうに思いました。でも、両方ともすごく分かりやすくまとめてあったので、後々評議するときには、とても参考にはなりました。

司会者：なるほど。この弁護人のほう、割と文章で書かれているっていうお話でしたけど、例えば、星印みたいなのがつけてあって、ここのところは特に着目してほしいところとして書いてはるのかなと、私が見たときとか思ったりしたのですが、そういう感じに受け取ったりはしなかったですか。

裁判員経験者 1：事件は回避できたのかと、しかりみたいな感じで。こう本当に文学的な感じで書かれてたので、まあそこが酌み取ってほしいところなんだっていう弁護士の方の思いがすごく伝わってきました。

司会者：なるほど。割とべたっと書いてあっても、それはそれで分かりよいかなどといった印象もあるって感じなんですかね。

裁判員経験者 1：読まなきゃ分からないっていう感じでしたよね。だから、ぱっと見は分からないんですけど、よく読んでいったら、思いが入ってるっていう。

司会者：実際には、口頭で説明されますでしょう。あれを聞いていたときに、すっと入ってくる感じはどうでしたか。

裁判員経験者 1：弁護人の方は、ちょっとお年を召されてたか、印象的になんですけど、検察官の方がとってもはっきりされてて、こうぱつと言うのに対して、弁護人の方は割と優しい感じだったので、印象はあんまりないんですけど、でも、被告人の方の話をよく聞かれて作られたんだなと思いました。被告人の方はおとなしい方で。もしかして、障害もあるかもしれないっていう方だったので、うまく言うことができなかつたみたいなんですね。ですので、その

思いを酌み取りながら、いろいろ聞き出されたと思うんです、本人からお話を。だから、それに対して、すごく苦勞されたんじゃないかなっていうふうに思いました。

司会者： そういうのがにじみ出るような感じだったわけですかね。

裁判員経験者 1： はい。

司会者： なるほど。先ほど冒頭のところで、こんなメモとかもらえとは思わなかったみたいなお話もされてたじゃないですか。やっぱりそういう一からメモをとるっていうのは、なかなか自分としては大変かなっていうような思いが最初あった感じなんですかね。

裁判員経験者 1： いや、それはないですけども。

司会者： それは特にないですか。

裁判員経験者 1： ええ。もうずっと下向いてメモとらないかんのかなっていうふうには思っていました。あんまりもう記憶力がないので、1回聞いて忘れないようにとは思ってたんですけど。

司会者： あったことによって、その辺はかなり、その部分は省けて。

裁判員経験者 1： そうですね。いろんなディスプレイとか見るほうに集中したりとか、あと、被告人の方の顔を見たりとかすることもできたので、とても助かりました。

司会者： 分かりました。

このあたりは検察官や弁護人のほうから何か追加でお聞きしておきたいこととかございますか。

岡野弁護士： 書面の話がメインだったと思うんですけど、具体的に話してる話し方とか、例えば、そういうので何か印象に残ったとか、そこがすごい伝わってきたとかっていうのがあれば、ちょっとお聞きしたいなと思います。

司会者： いかがですか。どなたでも。

裁判員経験者 5： メモの話にちょっと終始しちゃうんですけども、私が担当させてもらった事件の検察官の方も弁護人の方も、話されることはとてもスマー

トで、話されることも分かりやすかったです。このメモを補足するようなお話という感じで話されてることが、何言ってるか分かれへんっていうことは何もなかったかなっていう印象を持っています。

司会者： 他の方はいかがですか。

裁判員経験者 2： 検察官の方も弁護人の方も、結構早口で淡々としゃべっておられたので、まあ気持ち的には、弁護人の方が、もうちょっと感情を入れてゆっくり話していただいたら、こっちの気持ちもちょっと揺らぐかなっていうのはあります。淡々と話して、読み上げて終わりみたいな感じで弁護をされているので、何か書いてあるとおりにそうなんだっていうぐらいしか印象はなかったです。それよりも、やっぱりもうちょっと感情の入った言い方でもあれば、何かその辺が印象に残って、後々の我々のその評議のほうにも何か影響したこともあったかなっていうのはあります。

裁判員経験者 1： 裁判って本当にテレビのドラマでしか見たことがなくて、その印象で臨みました。ですので、検察官の方はドラマどおりの印象でした。はっきり物を言われて、こうだからこうだみたいな。ドラマみたいだなと思って聞いてて。弁護人の方はおっしゃるとおりの感じなんです。淡々とこれを読み上げてるだけ。まあだけって言ったらあれなんですけど。そこはドラマの見過ぎなんです。本当に弁護人の方が、こう弁護士みたいな感じで、こういう感じではないんですね。ただその後、このメモを見たときに、やっぱりこの文章を見て、弁護をされてる方の気持ちっていうのが汲めたっていう感じなんです。ドラマって、演技じゃないですか。弁護士の方の。実際、ああいう感じで臨まれるような方もいらっしゃるのかもしれませんが、実際はそうではなく、やはり淡々とこういうのは進むんだなと思ったんですけど。ただ、ボリュームはやっぱり検察官の方のほうが強いなという印象はあったんですけど。でも、事件の内容が内容でしたので、そういうことには左右されずに、犯罪に至った経緯をじっくり考えることもできましたし、弁護人の方も気持ちも酌むことは、やっぱりこの文字を見てできたと思います。

岡野弁護士： ありがとうございます。

司会者： よろしいですか。

内山検察官： それでは、検察官からちょっとお尋ねします。私は皆さんの裁判に立会していないので、私がお褒めの言葉を預かる立場には全くないんですけども、皆さんの声は持ち帰って、次の励みにしたいなと思ってます。

ちょっとお尋ねしたいのは、その検察官、恐らくこのメモを持って、皆さんの顔を見ながら、アイコンタクトをなるべくとるようにやっていたんじゃないかなと思ったんですけども、そのあたりについて、やっぱり初めて事件を見ると、どうしても手元の配られた紙に目が行ってしまうので、あまりそのアイコンタクトに応じるというか、検察官の様子を見てる気持ちの余裕がないなというところか、やっぱりメモはあるから、後で見ればいいので、検察官が何を言ってるか、ちょっと顔を見ながら、表情を見ながら聞いてみようかなと思うか、そのあたりはどんな感じで臨まれたか教えていただけたらと思います。

司会者： 3番さん、いかがですか。

裁判員経験者3： 特にアイコンタクトまではしてなかったように思います。もう被告人のほうばかりずっと見てたんですけど。

司会者： なるほど。

裁判員経験者3： あと、その薬の名称がね。ややこしいので、そっちばかり気になってしもて。あんまりよく思い出せないです。すみません。

内山検察官： いいえ。とんでもないです。

司会者： 他の方、いかがですか。

4番さん、何か思い出すところがあれば。

裁判員経験者4： 最初のほうは、資料とか聞き逃したら大変やなと思って、下のほうとかモニターとかずっと見てたんですけど、最後ら辺になると、また、後で評議で振り返ったりとか、もう一回おさらいの時間があったので、なかなか見る機会がなかったので、法廷のほうとか見てたりもしたんですけど、検察官の方は、結構裁判官の方とか僕らのほうを見てたりとかして、確かに、おっ

しゃるような感じはあったのかなっていうふうには感じました。そういったところからも、結構印象には残ってます。僕の事件のときの弁護人と検察官やったら、やっぱり検察官の方が、何かその訴え的なところは、さっきのしゃべり方のところもあったと思うんですけど、結構印象に残るのありました。

司会者： よろしいですか。

内山検察官： ありがとうございます。

司会者： それでは、もう少し先に進めさせていただきまして、冒頭陳述が終わったら、その後、証拠を取り調べたかと思えます。皆さんの担当された事件だと、まずは書類の証拠の内容ですかね。こういう証拠の内容になってますよっていうのを、検察官の人が朗読したりとか、あるいは、画面に何か写したりとかして取り調べが行われたんじゃないかなと思うんですが、結構な時間、実際にそれを聞いたり見たりしていて、分かりやすさの面で頭にちゃんと入ってくるような感じだったのかとか、あるいは、もうちょっと何とかしてほしかったとかいったような印象を受けたのかとかですね。そういったところをお聞きしてみたいんですが。大分前のことなので、しっかりとは記憶されてるかどうかなんですけど。実際評議するとき、あそこ、こんなこと言ってましたよねとか、その議論をするときに、ちゃんと思い出せたとすると、頭に入っていたみたいな感じなんだと思うんですけど、実際に何か支障があったかとか、特に問題なく議論できるだけの情報がちゃんと頭に入ってきましたというような印象だったのかとか、何かそのあたりのところを覚えておられるとことかございますかね。どなたでも。

裁判員経験者 5： 証拠の提出があったときに、放火事件だったので、私が今ビジュアルでぱっと思出すのって、火がついてたところの防犯カメラの映像の印象がすごく強いんです。それが今思出すと出てくるんですけど、もう一つは、お酒を飲んでて犯行に及んだっていうのがあるんですけども、その飲んだお酒の量が、検察官が言うのと、弁護人が言うのとで違ったんですよ。家でビールを何缶飲んでたっていう話があって。でも、そのビデオを見てると、出

ていって、どうも居酒屋に行ってたっばいとか、その辺がどれが事実なのかなとかいうのを、こっちも見て思ったりとかしてたんですけども。その同じ話なんですけども、証拠でこうですよ、こうですよって言うことが、1つのことなのに、ちょっとずれてるところがやっぱりあるんですよ。何かそういうところを、すごく注意して見てたっていう記憶があります。

司会者： 実際、そういう何か違う内容だとすると、どれかを信用して、こうだったんだなっていうような判断をしないといけなくなってくるかと思うんですけど、そういったところ、判断できるような内容だった印象ですか。

裁判員経験者 5： そうですね。最終的には、分からないことは分からないってことが分かるっていうことと、例えば、認知症の中程度っていうのがどの程度なのかっていうことも、私たちが実際その被告人を見たりお話を聞いたりとかする上で分かる印象とかと、全部総合的に見て、事実としてはこうだろうっていうことを。でも、こうかもしれないっていうことは全部排除していくっていう作業をするんだなっていうふうに思いましたね。分からなかったこともあります。結局、酔っぱらってはったんで、全然分からないこともあるんですけども、こうだああだあって言って出てくるものを全部精査していって、ここだけは絶対事実としては外せなかったことだよなっていうことっていうのが、ああ、こういうふうに考えていくんだとか、こういうふうに証拠を見ていくんだなっていうことは感じました。

司会者： そのあたりは、悩みながらも、しっかり判断はできたのかなっていう感じですかね。

裁判員経験者 5： そうですね。はい。

司会者： 分かりました。

では、今度、論告弁論の関係について御感想を伺って行こうと思いますが、審理が終わった後に、検察官としては、この事件をどういうふうに見ています。弁護人としては、こういうふうに見ていますといったことを双方から言ってもらって、それをもとに評議に役立ててもらおうということで、当事者の方

が工夫されて主張されているものなんですけれども、実際に、論告や弁論をしてもらって、それぞれの主張について、すっと入ってくるような内容になっていたかどうかとか、あるいは、こんなところが工夫されていて役に立ちましたとかですね。そんなところございましたら、お聞きしておきたいなと思っているんですけども、いかがですかね。

裁判員経験者 4 : 求刑のところの資料を見て、担当させてもらったのは殺人やったので、その後の評議で重要になってくるっていうのが、やっぱり何年にするかってところが、その後の評議で大事なのかなっていうふうに思っていました。どのぐらいの年数が妥当なのかっていうのも全然分からない状態やったんで、検察官のほうは、懲役16年の場合は、こういうふうな事件よりもちょっとひどいとか、13年の場合やったら、悪質性がもう少し低いとか、そういう例が書いてあったんで、すごい参考になったかなと思います。ニュースとかでしか、その殺人で懲役何年出ましたとか、そういうふうなところしか今まで聞いたことがなかったので、こういうグラフなり、ちょっとした基準というか、何か例みたいなのところもあると、すごい分かりやすかったです。

司会者 : 実際に担当された事件の論告を見てますと、グラフが示された上で、懲役16年以上の判決が下されている事案だと、犯行態様が本件よりも凄惨で、殺人以外の犯罪もあわせて審理されているとか、そんな感じのもの。他方で、13年以下だと、もうちょっと悪質性が低いとか、何か被告人特有な事情があることが多いみたいな、まあそんなことが書いてあって、何となくその相場観が見えてきたと、そんなところなんですかね。やっぱりその数字にするところが、全然これまでやったことがないから、かなり参考になったっていう、そういうお話ですか。

これは弁護人のほうも、同じ事件だと、量刑意見として、こういうふうに考えるから、弁護人の立場としたら、懲役7年が相当なんじゃないかみたいな説明がありましたけど、これも参考にはなったんですか。

裁判員経験者 4 : そうですね。これもすごい参考になりました。確かに、ピー

ク何年とか書いてあって、ただその中の事件の中では、やや軽いとか中ぐらいとか、お母さん殺人しとって、やや軽いとか中ぐらいとか、それもどうなのかなってというのは思いました。検察官と弁護人で、ちょっと差があるのはもちろんやと思うんですけど、結構開きがあったので、この後の評議でも、みんなで考えるところではあるんですけど、悩むところではありました。

司会者： この評議をするに当たっては、両方から自分の見立てだとこの辺になりますよってというような意見が出たってというのは、たたき台になるというか、そんなところで参考にはなったって感じなんですか。なるほど。そうすると、それぞれ論告も弁論もそういった意味では役に立ったかなっていうふうに思われてる感じなんですかね。

他の皆さんは、いかがですか。

裁判員経験者 5： 論告と弁論ですよ。その効果ってということで、検察官は、やっぱり一貫して厳しい視点で、これはそんなに軽微な事件ではないっていうようなことで論告されておられて、また実刑を求刑されたんですけども、それも最初のことからずっと検察官の組み立てでいくと、そうくるだろうなっていうような予想がつくような論告でした。弁護人は、最初から情状に訴えるようなところを言われたりとか、弁護人はその効果については軽微であるっていうようなことを言って、そこが大きく違うなと思いました。検察官は軽微でないと言うけども、弁護人は軽微である。だから、弁護人は執行猶予つきの寛大な判決をお願いしますというようなことを書いておられて、それぞれの組み立ての話の聞いてると、そうくるだろうなっていう予想がつくような、それぞれの立場からのお話だったなと思ってます。

その後、評議をする上で、検察官がおっしゃることも、当然分かるし、弁護人がおっしゃることも分かるから、いろんな証拠を私たちも実際に見たりとか。評議するとき、同様の事件の、これはある種のデータベースみたいなものを見せていただけるようですよ。これまでの裁判員裁判で、こういう案件のときには、こういうような判決が出てますよって、そういうデータを見

せていただいたのも、すごく参考になりましたし。結局は至った判決までに、あまり迷いがなかったんですけども。論告と弁論で言われることは、特に疑問もなく、それぐらいのもので。

それから、執行猶予をつけるときは、3年を超える刑にすると、執行猶予つけられないいんですよね。そういうのを知らなかったの、ああ、なるほど、だから検察官の懲役5年って、法定刑が死刑、無期懲役、もしくは、5年以上の有期懲役っていうのが決まってるから、検察官は其中で5年に振り分けた。弁護人は何年とはおっしゃらなかったけど、執行猶予つけてください。執行猶予つけるっていうのは、でも、5年で執行猶予はつけられないっていうのを、その後、裁判官の方から聞いて、それを初めて知ったので、すごく勉強になりましたというか、裁判する上で分かったことでした。

司会者： 検察官、弁護人は、冒頭陳述、証拠調べ、論告、弁論まで、それぞれの立場で筋が通った訴訟活動をされていて、その立場を踏まえながら議論もできて、分かりやすかったっていうような印象なんですかね。

裁判員経験者5： そうですね。そのとおりでらうなっていう部分が、納得ができるような筋立てでした。

司会者： 他はいかがですか。

裁判員経験者2： 検察官のお話は、簡潔で分かりやすく、最後に論告で述べられてたので、本当に分かりやすかったですけど、本人が認めている事件で、弁護人は、情状酌量で刑をどれだけ軽くするかっていうところでお話をされてたんですけど、やっぱり検察官のお話のほうがよく耳に入ってくるっていう印象でしたね。

ただ、やっぱりその情状の中で、メールのやりとりとか、その証拠をたくさん残してたっていうところで、この人は本当に隠して、本当に悪いことしてやったんじゃないのかなっていうのは伝わってきましたね。

司会者： この覚せい剤とか薬物の犯罪っていうのは、ちょっととっつきにくい感じの犯罪かなとも思われるんですけど、例えば1回のその使用量の説明はあ

ったりとかしましたか。議論する前提みたいなところも、説明なり立証なりがちゃんとされてみたいな感じだったんでしょかね。

裁判員経験者 2 : はい。大体普通の方は1回どれぐらい使用するけども、まあだんだん増えてきて、この人はこんだけしてますよっていう話もあって、そうですね。販売するには、必ず味見をしはるらしくて、必ず仕入れてきたやつを自分で1回使ってから、状況でランクに分けて売ってたとか、何かそんな話を聞きました。

司会者 : じゃあ、評議するとき、特にどれぐらい悪質かの判断をするとか、そういうのはあまり困らなかったって感じなんですかね。

裁判員経験者 2 : そうですね。販売してた相手のその販売先が結構な人数がいたので、罪重いなっていうのと。で、本人が普通の人の何倍も使って自分に打ってたっていうのがあるので、そこをどうやったらそこから助けてあげられるかなっていうのも、話の中には出てきました。

司会者 : ありがとうございます。

それでは、評議のところに進ませていただきますが、実際に、こうやって審理を聞いた上で評議するとき、意見が言いやすかったかどうかといったところで、例えば、審理がちょっとよく理解できなかったとか、あるいは、刑の重さ決めるなんていうことは、今まで多分やったことがないお話なので、どういった感じでやったらいいのかとかいうのがよく分からないっていう話だと発言もしにくい部分もあるのかなと思ったりもするんですけども、そんなところでひっかかるようなところとかが何かなかったのか。発言はしやすかったのかとかですね。印象に残っておられるところは何かございますか。

裁判員経験者 1 : 評議中は、とても意見の言いやすい環境を裁判官の方がつくってくださってたし、みんながこう押し黙るようなところでは何番さん、どうですか、何番さん、どうですかというふうに、ちょっと促してくれたりとか。私が担当したときは、女性の方も男性の方も、いろんな若い方もおられたし、いろんな性格の方がおられたんですけども、そういうところも酌んでくださっ

て、ちょっと意見を言いにくそうにしてる人には、何か思われてることあったら、どうぞっていうふうに進めて下さったりとかして、それで意見は言いやすい雰囲気でしたし、分からないことも、すぐ聞くこともできました。みんなで円になって意見を言い合ったりするんですけど、何を言ったからといって、否定されるわけもなく、他の方もみんな聞いてくださったし、他の意見もすっと入って聞くことができました。また、そういう裁判の間で、聞いて分からなかったこととかも、そんな特になかったのも、そういうのをちゃんと戻ってきてから、今日話があったこと、分からなかったことはなかったですかみたいなこともちゃんと聞いてもらえたので、その頭の中で、あれどうなんだろう、こうなんだろうかって、クエスチョンマークついたまま評議が進んでいくっていうことは、私はなかったです。

司会者： 他の方はいかがですか。

裁判員経験者 5： 1番さんと同じような印象を受けてまして、評議に関しては、その裁判官の方がとても進行をスムーズにしてくださったように感じています。いろんな方がいらっしゃるんですけども、私の主観的な意見ではあるんですけど、皆さんがその審理において、分かっていることと分かってないことの差があまりないような形でお話を進めてくださっていたかなと思います。早過ぎず、かといって遅れている人がいないようにも、ちゃんと目を配ってくださってたので、誰一人、この話をしているときについていけない人がいないような状態だったかなと。あと、本当にいろいろお気遣いをいただいて、休廷があったときには、お茶飲んでくださいねとか、お菓子どうぞとかいうようなことで、終始リラックスして、お話ができるような状態をつくっていただけたなという印象を感じています。

司会者： 今、みんながついていけるように配慮をいただいてたというお話がございましたけど、具体的にはどんな感じで対応されてましたか。

裁判員経験者 5： 例えば、法廷で話が進んだときがありますよね。休廷して帰ってきたときに、今のこうこうこういう話でしたけども、理解はされておられ

ますかとかいうことで。何かあれってこういうことですか。ああ、あれはね。こうこうこうなんですよとか、あったことをすぐにちゃんとフィードバックしてくださっていたのかなっていうふうに、何かそんなことですかね。

司会者： じゃあ、そういうふうにふだんの審理のときに、コツコツとフィードバックしながらやっていたので、評議始まるときには、みんな頭がそれぞれ議論ができる状態になっていたと。そんな感じなんですかね。

裁判員経験者 5： そうですね。スタートラインを整えるじゃないですけど、今その話をしながら思い出して、ああ、そういうことをされてたんだなっていうことを、今気づいてます。そのときは、そんなにあまり何も考えずに話をしてたんですけども。そう考えたら、1つの話をしてるのに、誰一人遅れることもなく、早過ぎることもなく進んでいたのは、恐らくその裁判官がそういうふうな配慮をされてたのだらうというふうに感じました。

司会者： 他の方はいかがですかね。

裁判員経験者 2： 最初からそうなんですけど、裁判官の方3名いらっしゃって、事務の方がいらっしゃってすごくいい雰囲気づくりをしてくださったので、最初緊張して行ったんですけど、全然、そういうこともなくできたのはとってもよかったなと思ってます。ですから、その評議のときも、話も結構活発で、何も発言しない人がいてるわけじゃなく、みんな言いたいことを言い合えて、話し合いができたかなっていうのはありました。

岡野弁護士： 冒頭陳述のときと同じなんですけど、弁護士としてはやっぱりその話の内容で分かってもらえるように弁論をしたいなと思っているんですけども、やっぱりどちらかというところ、書面に目が行っちゃったりとかする感じなんでしょうか。

裁判員経験者 5： 書面、何かその文章の力がすごくあるなって思ったんです。弁護士の方が書かれる文章って。ただ、でも、私もさっきしゃべってることは分かりましたよって言ったけども、どうって言ったら、まあ検察官の方のたたずまいとか、しゃべり方のほうが入ってきやすくて。弁護士の方はそれぞれ

の個性もおありだとは思いますが、何かそれよりも文字の力のほうをすごく感じたなっていう印象で。話がだめとか、そういうわけじゃなくて、文章に力があるっていう印象を受けました。

司会者： 担当した弁護人の方にもよるかもしれませんがね。他の方で何かちょっと違う印象を持たれたとかいった方はいらっしゃいませんか。余り印象に残ってない感じですかね。

裁判員経験者 5： そうですね。逆に質問したいんですけど、法廷で話されてるときに、何か心がけてらっしゃることってあったりするんですか。これは、検察官にもお伺いしたいんですけど。

岡野弁護士： やっぱりお話しして伝えるというか、まあ目を見て話じゃないですけど、そういうところ。だから、なるべくやっぱりメモじゃなくて、こっちを見てほしいなっていう気持ちがあります。コミュニケーションというかやりたいなっていうのは理想ですけど、そういうところを心がけてはいます。

内山検察官： 検察官全員かどうかは別にして、私の個人的なところが中心になるとは思いますけども、基本的には、分かりやすく伝えるというところはすごく意識しています。分かりやすさはいろんなものがあると思いますので、声の調子ですとか大きさですとか、言葉遣いとか、場合によっては身ぶり手ぶりを使うとか。その書面でも、どこを見てほしいということを明示的に伝えるとか。また、その書面を作るに当たっても、色使いで、あんまり色がたくさんあると、もうよく分からない。文字があっても分からない。じゃあ、文字の大きさはどれぐらいにしようか。どれぐらいのこのスペースをあけたらいいとか。この情報は必要なのか。まあ聞けばいいので、わざわざ文字にしなくてもいいんじゃないとか。そういったことを自分で考えながら、同僚とも議論して、他の人の意見を聞いたりしながら、これなら初めて聞いた人でもある程度のこととは分かるんじゃないかと。もちろん難しいことも言わなきゃいけないこともあるので、100%は伝わらないことがあるのかもしれないですけど、でも、なるべく分かりやすく伝えるために、いろんな工夫をいろんな人から聞きなが

ら、自分の経験を使いながらやっているというのは実際のところで。恐らくその前提は、自分たちのことをとやかく言うつもりはないんですけども、かなりの準備をするということが重要なのかなと、すごく思ってます。同じことを伝えるのにも、ぱっと作って、一晩寝かせると、あれ、もっとうこういうほうがいかなとかいうことがあると思うんですよね。同じことがやっぱり1つの書類を作るのに当たって、ほかの人に聞いてみたり、時間をかけたりする中で、よりブラッシュアップされていくことがあるので、準備に時間をかけるっていうのが、結果的には分かりやすさにつながっていくんじゃないかなっていうふうに思うことがあります。ちょっと抽象的ですけど、そういったことを、基本的に、みんな検察官は意識してるんじゃないかなと思ってます。

裁判員経験者 5 : ありがとうございます。すごく参考になりました。

司会者 : それでは、次のテーマに行ってもよろしいですかね。

次は、裁判員としての経験をより社会一般に広げていくための方策です。アイデアとしてどんなことがあるでしょうかといったことについて、御意見を伺っていきたいと思っています。多くの国民の皆さんは、裁判員裁判っていうのは、そもそも何だっていう話でしょうし、その実情については、当然のことながら、あんまりよく存じ上げないんじゃないかなというふうに思いますので、そういった方々に、経験者の皆さんの実体験を伝えていただくことは、今後の裁判員制度を運営していく上でも非常に重要なこと、大切なことなんじゃないかなというふうに考えております。そういった点から、まずは、裁判員の皆さんが、これまでその経験をどんな機会に、どんな人に、どんな感じで話されたかとか、そういったところから伺っていきないうふうに思っているのですが、順番に聞いていっても大丈夫ですか。

では、1番さんからお願いします。

裁判員経験者 1 : まず、裁判員で選ばれたっていうことは、自分はパートに行ってたので、職場では、まず言わないといけなかったんで、上司に裁判員に選ばれたので、仕事を休みたいっていうことを言ったのが1番の初めですね。ま

ずその前に、主人には言いましたけども。で制度が始まって、前の年の秋に候補者名簿に上がってますよってというのが、まず封筒で来ますよね。そのときに、職場のほうでアンケートがありまして、そのアンケートの内容が、候補者に上がってませんかという内容だったんです。上がったら、上司に報告してくださいという文書が通達で来たので、一応、それを書いて、今回は上がってますということで。ですので、いつ選ばれてもおかしくないというのは、組織としては把握してるはずなのに、いざ選ばれましたって言ったら、こんな初めてだって、何千人も入ってるのに初めて。え、何のためのアンケートだったのって。もうほぼ1年ぐらいたってからだったんですね。裁判が2月だったので、アンケートがあったの、その前の前の年でしたね。ですので、実際、どうしたらいいのかって言ったら、人事に聞いてみるわって言われて、人事には聞いたものの、全然返事も返ってこないって言ってるうちに、もうすぐに多分裁判が始まるあれだったと思うんですね。1週間ぐらいしかなかったと思うので。確か有休か何かをとったと思うんですが、私そのとき。じゃあ、この日程なので、有休入れますってということで有休入れたんですけど、後々になってからは、給料を出す、公休扱いにするからと言われて。結局、組織としても後手後手に回ってたってということで。ただ、裁判員の制度自体がもう何年もたっているのに、何で今ごろになってそういうことでバタバタするのかなど、私で初めてだったのかもしれないけども、もうちょっと組織として、もし、そういう社員の中で出たら、こういうふうなことにしようっていうふうに決めていないっていうのが、もうちょっと国側から働きかけはもちろんあるんでしょうけど、ちゃんとこういろいろ決めていってくださいよっていうことを前もって言っててくれたらいいのになんていうふうには思いました。

あと、周りですけども、あんまり私、裁判員やってんなんて、興味本位で言えないです。ぼそっと私がやったことあるねんっていうことは言っても、それ以上のことは周りも気を遣って聞かないです。何の事件とか、何だったん、どんなんやったんとか、一切言わないですね。あ、そうなんや、初めてやわ、そ

んな人とは言われるけども、やっぱり聞いたらあかんって、みんな思ってるのか、内容は聞かないですね。

司会者： そうすると、今まで実際に裁判員でこんな経験をしたんだよみたいなことは、あまりお話しされたことはない感じなんですか。

裁判員経験者 1： 特にはないですね。逆に、心配されました。あんなん出たら、血の写ってる写真とか見なあかんの違うのとか、そういう感じのことは言われたことありますけど、いや、そんなことはないよって、ちゃんと配慮はされてるからっていう感じで、もう事件自体のことは、そんな詳しく話をしないですし、向こうも尋ねません。だから、私の周りではそういう雰囲気ですね。興味本位に聞いてはいけないみたいな空気で、職場も、仕事に戻っても、どちらかという、選ばれても断れるんじゃないのっていう、ちょっと圧力みたいな感じですよ。え、仕事休むの、月末にっていうような空気がすごくあって。でも、これ国民の義務なんですけどって、私上司にはっきり言ったんです。いや、何も休んでとは言っていないよと言われるんですけど、何か暗にやっぱり休む、こんな月末に休むなんてみたいな空気は、やっぱりちょっと流れたりはしたんですけど。でも、まあ一応義務ですからっていうことで、私は裁判に出させてもらいますってことは言いました。そういうものが国民の義務であるんだよっていうところが、もうちょっと浸透すれば、裁判員に選ばれたほうも、仕事をちょっと休みやすいかなとは思いました。

司会者： ちょっとその辺のところの周知が足りてないっていう印象なんですかね。

裁判員経験者 1： そうですね。はい。

司会者： あと、途中で出ましたけど、何か血とかそんなん見るんじゃないのみたいな感じで、なったときの不安みたいなものを、聞いてこられたりっていう経験があったって感じなんですか。

裁判員経験者 1： そうですね。やはりちょっと気の弱い方とか、それこそ道路に猫の死骸があるだけでも不安定になるような人は、そんなん、とてもじゃな

いけど、選ばれた時点で、もうだめみたいな感じのことを思う方もいらっしゃるみたいで。担当する事件も、すぐにみんな殺人事件とか血みどろな裁判だけを想像されてるみたいで、ちょっとその辺も違うんじゃないかなと思います。実際にそういうのではない薬物みたいな事件もあるよっていうことも、知ってほしいなっていうふうに思いました。

司会者： そういうのも、あまり話されてはいないですか。

裁判員経験者 1： いないです。もう何か触れたくないっていう感じですね。向こうも聞きたくないっていう感じ。

司会者： 分かりました。

2番さんは、いかがですか。

裁判員経験者 2： まず裁判員に、名簿に載って、その次に裁判に来てくださいと連絡あったときに、一番先に休みのことと、あと、その裁判を最後まで、判決まで自分がお手伝いするっていうことに対しての、その2つがちょっとネックになって、二つ返事でっていうわけにはいかなかったです。最初来たときに、6人の裁判員と、補充裁判員の2人と選ぶのに、結構な数来てはったんで、多分大丈夫やろう、選ばれへんやろうと思いながら、高を括ってたら、実際、選ばれてしまって、もうそのときは、ああ、どうしようかなと思った部分がありました。ですから、多分他の人も一番ネックになってるのは、仕事の休むことであったりとか、判決をしなければいけないっていう不安が、その2点が多分一番不安だと思ってると思うんですよ。で、そこをアピールをして、大丈夫ですよっていうような部分があれば、断る人も少なくなったり、裁判員に対しても意識が広がって、もし順番でその裁判員に来てくださってなったときに、ちゅうちょする人も少なくなるかなと思うんですね。

司会者： 実際に裁判員をやった方が大丈夫ですよっていうふうにもいろいろと説明をしていただけると、やった人が言うんやから、そうなのかなっていうふうには、やっぱり皆さん思ってもらえるんじゃないかなと思うので、そのところは、何かうまく伝える機会がないかなと思ってるんですけど。それで、実際に

その経験をお話しされたこととか。

裁判員経験者 2 : はい。裁判員終わってから、家族には話しました。妻と息子と。職場にも、もちろん休ませていただいたので、簡単にだけ話をさせていただいて、ぜひそのいい経験になったので、もし、裁判員のその通知が来たら、ぜひ行ってくださいっていうふうには伝えてます。そこから1年半なんですけど、最近、またうちの若い子のほうに裁判員の通知が来てるので、ぜひ行って経験してきたほうがいいよっていうふうには言ってます。ただ、それ以上に、積極的にアピールしにいくところもなく、聞かれたら、そういうふうには必ず行ったほうがいい経験になるよ、必ず行ったほうがいいよっていうふうには言わせていただいています。

司会者 : やっぱりこの聞かれる機会っていうのは、そんなに多くはないって感じなんですかね。

裁判員経験者 2 : そうですね。もし、その候補者名簿載ったよとか、そういう話があったら行って、もうぜひ選ばれたら行っておいでやというふうには言ってます。まあ職場自体、今の所属が全部で80人ぐらいのところなので、そんなに年に1人いてるかいてないかぐらいですね。逆に、妻が行ってる職場は、何か毎年2人ぐらい言うてきて、断ってるっていう話でした。

司会者 : 今、いろんな経験者の方のお話を他のやったことのない人に聞いてもらおうとかいうので、裁判所の企画とかをやるときに、経験者の方にも参加してもらって、お話をしてもらおうような機会を設けたりすることもあるんですけど、例えば、出てもらえませんかとかいうような話があれば、特に出ることに差し支えはありませんか。

裁判員経験者 2 : そうですね。2月に裁判員体験ツアーがあったので、そのときもお手伝いさせていただいて。

司会者 : そうですね。ありがとうございます。

裁判員経験者 2 : はい。今回も、たまたま今日休みになってたので、それやったら、お手伝いのためにということで、積極的に、休みでしたら、お手伝い

しようと思っておりますので、そういう機会があったら、また、お声がけいただければと思っております。

司会者： ありがとうございます。

3番さんは、どなたかに経験を話されたこととかありますか。

裁判員経験者3： 私も公務員してるんですけども、職場。まずは、やっぱり休みの関係がありますので、それで、上司とかにも話しました。で、男性が多い職場だからかどうか分からないんですけど、みんなすごい羨ましがって。みんな名簿に載って呼ばれたら、もうなるみたいな感じで思ってるところがあって。私も実際そう思ってたなら、いざ呼ばれて行ったら、そこでまた振るいにかけてっていうので、そういう経験も聞かれて話すっていう形でしてたんですね。ちょっと大きい組織なので、私も、今広報関係の仕事もしてるので、若手職員の研修とか、そういうところで話してくれとは言われてます。ただ、実際に企画、立案までは行ってなくて、普通の休み時間とか、そういうときに聞いてきて、みんなであわあしやべりながら話しするっていうのでは言ってますけど、私は社会人としてというか、裁判員はなりたくてもなれないことなので、人生経験として積んでおけるんだったら、やったほうがいいよっていう形で。中には、名簿だけ載ってそれだけの人が割と多いので、次呼ばれたら行って、まだそこでなれるかほんまに分かれへんけども、仕事を何とか調整してでも行ったほうがいいよと話しています。

司会者： これは次のテーマともかかわるんですけど、いろいろ話ししてくれと言いながら、守秘義務の関係で話がしにくいなとか、それでちょっと口が重くなってしまうんですとか、そんなこととかは実際にあったりしますか。

裁判員経験者3： 私、事前にネットで調べたんですね。3日って殺人とかでないっていう。何かこう勝手なあれで、やっぱり人の生死かかわるのじゃないっていうので、多少は気が楽やったんですよ。やっぱり凶悪事件を裁判員裁判をするっていうふうに言われてたので、薬かみたいな感じで若干安心したところがあったので。なので、やっぱり一般の裁判員経験されてない方は、裁判員裁

判イコール殺人とか、そういう形でこう結ぶ。割とそういうふうには思いがちな
ので、いや、そこまで深くはないんだよみたいな感じでは言うんですけども、
評議の、その実際に話して、どうのこうのまではやっぱり言えないので。で
も、ただその過去の判例とかを見て、決めていくっていうざくっとした感じで
は話はするかなっていう感じですね。

司会者： 特にその話しするとき、迷って話がしにくくてとかいうことにはな
らなくて、一応、どんななんんって聞かれたら、説明もできるしみたいな感じ
なんですか。

裁判員経験者 3： ただ、やっぱりみんな興味あるのは、法壇上の席に座ってど
んな感じなんかっていうほうが、中身よりも、まず外見からみたいな形で。そ
ういうので、話が。まあそこから以降、奥のほうにはあんまり進んでいかない
感じですかね。

司会者： 聞いてくるときに、どういう感じなんとかいうのは、不安を持って聞
いてくるみたいな感じなんですか。それとも、単に本当にどういう感じなの
かが聞いてみたいとか、そんな感じなんですかね。どういったところをお伝えし
ていくといいのかなみたいなところとか、何か御経験上、思うところはござい
ますか。

裁判員経験者 3： 実際、テレビとかで見る風景とは違って、内部を知れるの
は、裁判員にならないとできないので、そこは話したりもしますし、実際、評
議の内容よりも、みんなで集まって。事件の内容にもよるので、なってみないと
分からないし、初めから、あんまりやりたくないじゃなくて、1回やってか
らでいいんちゃうかなっていうふうには思いますね。ただ、なかなか名簿に載
らないので、私の周りでは。だから、みんな羨ましがります。

司会者： 4番さんは、いかがですかね。

裁判員経験者 4： 経験を話したのは、まず最初に家族です。その後、職場で休
みの調整とかあるので、そこに話しました。最近話したのは、僕の職場の同期
が、たまたま、裁判員選出されたので、どういうふうなその日程とか流れと

か。知識も全然ないので、できるかどうか不安を結構持ってたので、全然知識がなくても、裁判官の方とか、そういった方が分かりやすく説明してくれるので、そこは心配ないよ。ぜひ行ってきてっていう話はさせてもらいました。

司会者： 個人的に聞かれて話すことはあるけど、例えば20人ぐらいの人に集まってもらって話をするような機会とか、そういうのはなかなかない感じなんですかね。

裁判員経験者4： そうですね。職場のよくしゃべる人から、どんな感じやったっていうふうなことはあるんですけど、なかなか大人数の前で話すっていう機会は、その職場で時間をとることもちょっと厳しかったり。まあそういうふうな場も今までないですね。

司会者： 実際にこういうことをやれば、みんなに話す機会とかができるんじゃないかなというアイデアは、何かございますかね。

裁判員経験者4： やっぱり裁判員裁判って聞いても、どういうふうな流れで進んでいたり、どういうふうなことを聞かれたり、どういうふうな話し合いで、どういうふうなことが求められてるかとか、自分もそうやったんですけど、分からない方がいるので、職場とかで、話す場とかがあれば、もっといろんな人が参加しやすいのかなと思うんですけど。あと、その組織自体も先ほど1番さんもおっしゃってたとおり、選ばれましたっていうのも、じゃあ、どうする、どうするみたいな感じでなってるんで、まずは、その組織を運営する人たちに、こういうふうなことで、休みの調整がつくようにしてくださいとか、そういうようなところから始めていってもらおうと、仕事をしている者にとっては参加しやすいのかなと感じます。

司会者： それでは、最後になります。5番さん、いかがですか。

裁判員経験者5： 裁判員になった場合には、絶対に行こうと思ってた者なので、なったときには、まず家族に伝えました。選ばれたっていうのも、1年間何もないかもしれないし、名簿に載っただけやからっていうことだったんですけど、実際来てくださっていうようなことが来て。で、来てくださっていう言

われたけども、そこでも選ばれるかどうかまだ分からないっていうような状況で。結果選ばれて、裁判員を経験させていただいたんですけど、割と私は経験したことは包み隠さずしゃべっています。家族にもですし。職場も公の施設なので、休みも当然とりやすくて。だから、まあ恵まれてるほうだとは思いますが、ですけども。なので、職場の人に聞かれたら、ああ、こうやでとかいうことは、伝えるようにはしています。

実は私の周りに、他にも裁判員に選ばれた友人がいたんですけども、その人は子育て中なのでっていうことで辞退したんですね。いろんな問題があるなど思うんですけど、さっき1番さんがおっしゃったような職場では建前上認められてるんでしょう。でも、行ったら、結局そういうふうな圧力がかけたりとか。子育て中の方でいうと、別に子育て中だから、子供連れていくわけにもいかないしなっていうようなことで辞退されたりとかいうのがあるので、何かその職場によって差があるなっていうのと、その社会とか会社だけじゃなくて、そういったいろんな多様な人の意見を聞きたいというならば、例えば、子育て中の人や裁判員に参加するために、託児施設もありますよとか、そういうこととかも今後あると、子育て世代の人も参加できたりするのかなっていうことを思っていたりしています。

あと、何かどうやってこの裁判員をもっと知ってもらったり、参加しやすいよっていうことを知ってもらえたらいいかっていうのは、1つは、お芝居でも作ったらどうですかと思うんですよ。お芝居とか、ビデオとか、裁判員っていうのがこうだっていう、実際にちょっと経験できるようなコンテンツをつくって、例えば、小学校とか中学校、高校での授業で、実際に見てもらったりとか、実際にやってもらおうような、そういう模擬裁判みたいな。模擬裁判あると思うんですけども、そういうのを何か教育現場で取り入れたらどうなのかなとか思ってみたりとか。あとは、有名な俳優とかに出てもらって、ドラマでも作ればいいんじゃないんですか。裁判員のとかいうようなことを考えたりしますが、敷居が高いっていうふうなことを、みんなが思っていると思うので

す。裁判員になった人に、事件の概要聞きにくいなっていう意識があったりとか、自分が実際に行って、そういう凄惨な事件の証拠を見せられたら嫌だなとか、いろんな難しい言葉いっぱい言われて分かれへんのちゃうかな。私なんかには務まるわけがないって、いろんなそういう敷居を取っ払うための方策は、実はもうちょっとあるのかなっていうふうには思います。

司会者： ありがとうございます。皆さんからたくさん率直な御意見をいただきました。本当はもっといろいろとお話を聞きたいところなのですが、時間が来ましたので、終わりにさせていただこうかなと思います。

本当にお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。今日お聞きした御意見を踏まえて、より一層今後の裁判員裁判がいいものになるように、引き続き努力していきたいと思っております。

それでは、これで閉会ということにさせていただきます。

以 上